

平成20年3月28日

社団法人 金融先物取引業協会

## 会員に対する処分及び勧告について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分及び同第16条に基づく勧告を行いました。

### 記

株式会社国泰キャピタル

#### 1. 処分内容及びその理由等

##### (1) 処分内容

過怠金500万円の賦課

##### (2) 処分の対象となる行為

株式会社国泰キャピタルは、従業員等が法令、規則等を遵守するよう努めさせる監督責任があるにもかかわらず、牽制機能の不徹底等内部管理体制が不十分であることから、代表取締役社長及び取締役副社長が、同社が顧客から預託を受けた外国為替証拠金取引に係る委託証拠金のうち、カバー取引先に預託し、区分して管理していた額の一部について、代表取締役社長の友人への貸付けに流用するなどして、自己の固有財産と区分して管理していなかった為、平成17年7月から同年10月まで、平成18年2月及び同年4月から平成19年8月までの各月末において、区分管理額が不足している状況となっていたことを認識していたにもかかわらず、その原因を究明するなどの措置を講じず、区分管理額が不足している状況をそのまま放置していました。

また、代表取締役社長及び取締役副社長は、その業務に関し、カバー取引先に預託していたカバー取引に係る委託証拠金の一部を国内の預金口座に振り替えたように見せかける架空の資金移動操作を行い、取引先リスク相当額を過小に算出することなどにより、実際よりも過大な虚偽の自己資本規制比率を算出した上で、当該自己資本規制比率を記載した届出書(平成17年12月から平成19年8月まで(平成18年4月を除く。))の各月末)を関東財務局に提出し、当該自己資本規制比率を記載した書面(平成17年12月並びに平成18年3月、6月、9月及び12月並びに平成19年3月及び6月の各月末)を公衆の縦覧に供し、当該自己資本規制比率を記載した事業報告書(平成18年2月期、平成19年2月期及び同年3月期)を関東財務局に提出しました。

##### (3) 処分理由

同社の行った行為のうち、は金融先物取引法第91条、及び は同法第82条、は同法第79条にそれぞれ違反し、並びに、金融先物取引業務に従事する従業員等

の服務に関する規則第3条、金融先物取引業務取扱規則第3条、同規則第15条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

## 2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

### 株式会社外為オンライン

#### 1. 処分内容及びその理由等

##### (1) 処分内容

譴責

##### (2) 処分の対象となる行為

株式会社外為オンラインは、従業員等が法令、規則等を遵守するよう努めさせる監督責任があるにもかかわらず、経営陣の法令遵守意識が欠如していたため、電子情報処理組織の管理が不十分な状況にありました。

また、同社は、金融先物取引業登録にあたり、関東財務局長からシステム障害発生時にはこれを報告するよう命じられており、金融先物取引業登録以降、平成19年9月19日までの間、少なくとも53件ものシステム障害が発生していたにもかかわらず、このうち38件を関東財務局長に報告していませんでした。

##### (3) 処分理由

同社の行為は、金融先物取引法第77条、同法第85条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第3条、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

## 2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

### 株式会社ユニバーサル・インベストメント

#### 1. 処分内容及びその理由等

##### (1) 処分内容

過怠金500万円の賦課

##### (2) 処分の対象となる行為

株式会社ユニバーサル・インベストメントは、従業員等が法令、規則等を遵守するよう努めさせる監督責任があるにもかかわらず、経営陣の法令遵守意識が欠如していたため、平成19年11月7日現在、顧客から預託を受けた金銭の一部を当社の運転資金等に充当するなど、自己の固有財産と区管理していない状況となっていました。

また、同社の自己資本規制比率は、平成19年11月7日現在120%を下回る状況

となっていました。

さらに、同社の純財産額は、平成19年11月7日現在5千万円を下回る状況となっていました。

(3) 処分理由

同社の行為は、金融商品取引法第43条の3、同法第46条の6、金融先物取引業務に従事する従業員等のサービスに関する規則第3条、金融先物取引業務取扱規則第3条、同規則第15条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

以 上